

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	特定商取引分野における規制の整備	
担当部局	消費者庁取引対策課	電話番号:03-3507-9210 e-mail:g.torihiki_hourei@caa.go.jp
評価実施時期	平成29年4月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、悪質事業者対策その他の特定商取引分野における規制の強化を内容とする「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が平成28年6月3日に公布された。近年の特定商取引をめぐる状況に鑑み、改正法で措置された内容のほか、政令において以下の規定を新たに整備する。</p> <p>①悪質事業者に対する行政処分をより確実にを行うため、当該処分を基礎付ける事実を詳細に把握するべく、立入検査等の対象となる「密接関係者」に販売業者等の親法人等を追加する。</p> <p>②美容医療サービスに関する消費生活相談が毎年約2,000件(※)寄せられていることから、相談件数の多い美容医療サービスのうち継続的に提供されるものを特定継続的役務に位置付ける。</p> <p>※PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)上の件数</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>特定商取引に関する法律施行令(昭和51年政令第295号)</p> <p>①密接関係者の範囲(第17条の2)</p> <p>②特定継続的役務(別表第4、別表第5)</p>
想定される代替案	<p>①については密接関係者の範囲を拡大せず、従来の範囲の密接関係者に対して、改正法で措置された立入検査時の質問権限等も活用し、可能な限り販売業者等の法違反事実の証拠を集めることとすることが想定される。</p> <p>②については法の規制対象とせずに業界団体等による自主規制の強化を促すことが想定される。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>①については、特定商取引に関する法律(以下「法」という。)第66条第2項の規定に基づく立入検査や報告徴収の対象となった場合、それに対応するための費用が生じる。法に基づき適正に業務を営む販売業者等の密接関係者については、上記の対応は不要であり、特段の費用は発生しない。</p> <p>②については、法第42条に規定する書面(契約書面等)の作成費用、法第45条の規定に基づく書類の備付けに関する費用、契約の相手方からの法第48条又は法第49条の規定に基づく契約解除に応じるための費用等が発生する。</p>	<p>①については、特段の遵守費用は発生しない。</p> <p>②については、消費者被害の発生を抑制するため、業界団体等において消費者保護のためのガイドライン等を作成し、それを業界において遵守するための費用が発生する。</p>
(行政費用)	<p>①については、行政機関において必要に応じて対象事業者に対する報告徴収や立入検査を実施することによる費用が発生するが、現在の体制で対応可能と予想される。</p> <p>②については対象となる事業者及び消費者への周知啓発活動や、事業者の法違反行為の是正に要する費用が発生するが、現在の体制で対応可能と予想される。</p>	①、②共に、特段の行政費用は発生しない。
(その他の社会的費用)	①、②共に、特段の社会的費用は発生しない。	<p>①については、悪質事業者に対する行政処分を行う際の証拠資料を十分に集めることができず、その結果、行政処分を迅速かつ効果的に行うことができないこととなり、当該事業者による消費者被害の拡大を防止することができない。</p> <p>②については、業界団体が自主規制策を講じたとしても、当該団体に加盟しない事業者には効果がなく、そうした事業者による消費者被害の発生を防止することができない。</p>

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	特定商取引分野における規制の整備	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	①については事業者の法違反行為に係る証拠をより確実に入手することができるようになり、法違反行為を行う事業者への迅速かつ効果的な行政処分を行うことを通じて、消費者被害の拡大の防止に寄与することとなる。	①については、特段の便益は発生しない。
	②については、特定継続的役務提供の対象となる美容医療契約について、勧誘規制、書面交付義務等の行政規制やクーリング・オフ、中途解約等の民事ルールの対象となることにより、取引の適正化と消費者保護に資することが期待される。	②については、業界団体に所属しない事業者には効果が期待できないこと等から、限定的な効果しか生じないと想定される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本評価書では、取引の適正化・消費者保護を図ることにつき、①については、密接関係者の範囲を拡大する改正案と、そのような方法をとらずに改正法により措置された立入検査時の質問権限等も活用し、可能な限り販売業者等の法違反事実の証拠を集めることとする案の2案を、②については、一定の規制等を新設する改正案と、そのような方法をとらずに事業者又は業界団体による自主規制の強化を促す案の2案をそれぞれ想定し、影響の比較分析を行った。</p> <p>①については、改正案と代替案、いずれも重大な費用は生じないものの、改正案のほうが遵守費用・行政費用についてやや大きい値になることが予想される。しかし、本改正案は、販売業者等の法違反行為をより迅速かつ確実に認定し、効果的な行政処分を行うためのものであり、消費者被害の拡大の防止に寄与すること、法に基づき適正に業務を営む販売業者等の密接関係者については特段の費用は発生しないことから、規制導入が妥当と考えられる。</p> <p>②については、改正案と代替案、いずれも重大な費用は生じないものの、改正案のほうが遵守費用・行政費用についてやや大きい値になることが予想される。しかし、本改正案は、これまで法の対象ではなかった業種の一部を法の対象とすることにより、取引の適正化と消費者利益の保護に資する内容となっており、目的とする便益を得るためには是認できる費用であるものと考えられること、代替案は追加的に発生する費用は少ないと評価し得るものの、それによって十分な便益を得られるものとは言い難いことから、改正案によるほうが妥当であると判断した。</p>	
有識者の見解その他関連事項	内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会において有識者等による審議が行われ、平成27年12月に報告書が公表されている。	
レビューを行う時期又は条件	平成34年頃(改正法附則第6条において施行後5年を目処に検討することとしている。)	
備考		